

## 君津市高速バス通学支援事業について

企画政策部

### 1 概要

若い世代が県外の大学等へ進学する際の多様な通学手段を確保することで、市外への転出抑制を図り、定住に繋げるため、高速バス通学定期券利用者に対し、予算の範囲内において君津市高速バス通学支援事業補助金を交付する。

### 2 補助対象者

以下、(1)から(4)までの、すべての要件に該当する者

- (1) 本市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 申請日の属する年度の4月2日における年齢が18歳以上の者
- (3) 学校教育法に定める県外の大学等に在籍し、3に指定する高速バスの通学定期券を購入して通学している者（修業年限を超えて通学する者を除く）
- (4) 申請者及び世帯全員に市税等の滞納がないこと

### 3 補助対象高速バス通学定期券

原則として君津・東京線、鴨川・東京線（アクシー号）、君津・新宿線（新宿君津号）の3路線で市内の停留所に対応する金額区間の通学定期券を対象とする。

### 4 補助金額

定期券の購入費の額に2分の1を乗じた額（月額2万円を上限）

### 5 令和2年度事業予算

月額2万円×7か月（9月から3月まで）×35人＝4,900千円

### 6 申請受付開始

令和2年9月1日からを予定。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により変更となる可能性がある。